

<過去のお知らせ>

小電力無線局の要件の一部緩和呼出符号等に関連する事項.....

平成10年10月5日

郵政省は、平成10年9月18日、別添の資料に示すとおり、「小電力無線局の要件を緩和～電波法改正に伴う省令案の答申～」について発表しました。

これによれば、「電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律」の施行の日（平成10年11月上旬の予定）以降においては、呼出符号等に関する小電力無線局の要件は、おおよそ下記に示すようになる予定です。

これに伴い、当会における呼出符号（呼出名称）指定申請に係る事務は、平成10年10月をもって終了する予定ですのでお知らせします。

記

1 要件の一部緩和の概要

- (1) コードレス電話の親機及びデジタルコードレス電話の親機以外の小電力無線局については、呼出符号（呼出名称）指定申請の手続きが廃止され、かつ、呼出名称記憶装置等に関する技術的条件が削除される。
- (2) 呼出符号等の自動送受信機能に代えて、混信防止機能等が電波法施行規則及び無線設備規則に規定される。
- (3) 小電力無線局の呼出符号又は呼出名称に関する表示義務が廃止される。

2 呼出名称及び混信防止機能の取り扱い

小電力無線局の呼出名称及び混信防止機能の取り扱いは、おおよそ[別紙](#)に示すようになる予定です。

[<添付資料>](#)

連絡先：（社）電波産業会 総務部 畠山
電話：03-5510-8590